

令和5年度 秋田県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス継続支援事業費補助金 Q & A 集

No	質 問	回 答
(1) 対象事業所について		
1	常勤、非常勤を問わず施設内で勤務する委託業者職員、派遣社員を「職員」として取り扱って良いか。	良いです。ただし、ボランティアの方は対象外です。
2	感染者の発生や感染者と接触が合った者を証明するために、医療機関や保健所から証明書を入手し提出しなければならないか。	新たに証明書を入手する必要はありません。ただし、感染者が発生した期間がわかるような資料の提出をお願いします。
3	感染者の発生したB施設に、A施設の職員を応援職員として派遣すると要綱第3条(1)(ウ)の対象となるが、派遣先で応援職員が感染者と接触があった者に対応した場合、A施設は、同条(1)(ア)の対象施設となるか。	なりません。A施設内で感染者と接触があった者に対応した場合が対象です。
4	例えば、特別養護老人ホーム内で感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスについては、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や感染者と接触があった者が発生した事業所として考えて良いか。また、感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所も感染者が発生した事業所と見なされるか。	同一空間を共有しており、感染者等が当該空間を利用していた場合など明らかに併設事業所にも感染の影響が疑われる場合に限り、併設するサービスについても感染者が発生した事業所として差し支えありません。同一敷地であっても、感染者等が当該空間を利用しておらず、他の職員や利用者を経由しても併設する他の事業所への感染が疑われない場合、同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。
5	共生型サービスの指定を受けている事業所は、対象経費に重複が無ければ介護分と障害分でそれぞれの基準単価上限までの申請ができるか。	できます。介護分と障害分で対象経費に重複がないようにするため両方に申請する際は御一報下さい。
6	本体事業所とサテライト事業所がある場合であるが、それぞれが別に指定を受けていれば、別事業所として取り扱うと考えて良いか。	良いです。
7	定員が定められていない空床利用型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所で感染者が発生した場合、基準額を算出するにあたり、それぞれの定員についてはどのように考えればよいか。	「前年度の一月当たり平均利用者数」×「基準単価」で基準額を算出ください。
8	要綱第3条(1)(ア)②「感染者と接触があった者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等ではならず、直接、サービスを提供する必要があると解釈してよいか。	良いです。

No	質 問	回 答
(2) 対象経費について		
9	実施要綱の事業の目的に「職場環境の復旧」とあるが、感染者の発生後どの程度の内容や期間に発生した経費を対象とするべきか。	基本的には発生した感染者等の療養期間・待機期間の間において生じたもののうち、感染状況等を踏まえた適切な範囲内のかかり増し経費が対象となります。その他実施主体が必要と認める場合には、当該感染者の発生等との関係が確認できる範囲でご判断いただいて差し支えありません。
10	要綱第3条(2)対象経費について、「緊急雇用にかかる費用」において人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、緊急に雇用した職員の給与は対象となるか。	対象になります。ただし、通常時を想定した人材確保の為の費用は対象外です。
11	要綱第3条(2)の「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに感染した職員が退職したため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は補助対象か。	職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については介護報酬が充てられるものと考えられるため、対象外となります。
12	要綱第3条(2)の対象経費であるが、派遣元から派遣先へ応援職員を送ったことにより派遣元施設で欠員が生じたため、人材派遣会社等を通じて臨時的に人員を確保した場合であるが、人材派遣会社との契約として2ヶ月ないし3ヶ月といった中・長期的な期間でしか契約ができない場合、感染者が発生した事業所へ応援終了後も、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間、派遣元施設において追加的人件費が発生し続けることとなる。このような場合に、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間の追加的人件費についても、コロナ対応の中で不可抗力により発生したかかり増し経費として、補助対象と考えて差し支えないか。	本来欠員が解消された日以降は臨時的に確保した人員は不要となるが、やむを得ずご指摘のようなケースが生じた場合、必要最低限の範囲で欠員解消日以降も対象として差し支えありません。ただし、不要に長期契約とならないよう県において必要に応じて派遣会社等に契約状況等を確認する場合があります。
13	感染者が発生し休業している通所介護事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は補助対象経費として認められるか。	補助対象外です。
14	感染者が発生した事業所・施設等において、本事業の補助申請をするための資料作成や手続で生じた事務職員の割増賃金・手当は、補助対象となるか。	補助対象になります。
15	「割増賃金・手当」により発生する事業所の社会保険料は対象となるか。	補助対象になります。

No	質 問	回 答
16	要綱第3条(2)の「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象となるのか。	感染者の発生等に対応するため介護人材を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。
17	「介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用」についてどのようなものが対象になるか。	清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、事業所・施設で消毒清掃に必要な物品（使い捨てのほうき、ちりとり、雑巾、ごみ袋、消毒シート、消毒液等）が対象です。ただし、対象になる期間以降にも使用できる物や、先に保有していた分は対象外です。
18	要綱第3条(2)⑥においてリース費用だけが対象か。購入費用や通信費用は対象になるか。	リース費用だけが対象です。購入費用や通信費用は対象になりません。
19	訪問系サービス事業所（A事業所）において、職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所（B事業所）に対応してもらうこととした。B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合は、要綱第3条(2)の対象経費として取り扱うことができるのか。	A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は補助対象外となります。なお、B事業所の職員がA事業所に応援派遣され、A事業所の利用者に必要な支援を行った場合は、必要なかかり増し経費の対象となります。
20	職員の家族が陽性となったため、感染を避ける目的で職員が宿泊施設を利用したが、「宿泊費（帰宅困難職員）」の対象となるか。	対象となりません。感染者への対応を行った職員が、当該職員の自宅の家族への感染を予防する目的の場合に対象となります。
21	職員が宿泊した際、法人内の規程で「日当」として支給することになっているが、「日当」は対象となるのか。	補助対象外です。「宿泊費」のみが対象となります（食事代等は対象となりません）。
22	「感染性廃棄物の処理費用」についてどのような物が対象になるか。	処理業務委託費用、廃棄物処理に必要な物品（ゴミ袋、ブルーシート等）が対象です。ただし、対象になる期間以降にも使用できる物は対象外です。
23	「感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」についてどのような物が対象になるか。	感染を防ぎ又は消毒する為に使用する衛生用品が対象です。 <具体例>マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液等 <対象外>体温計、パルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツ、おむつ等 また、在庫で十分対応できた場合対象外です。
24	応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。 ①派遣職員が派遣前に行うPCR検査 ②派遣後PCR検査を行う場合にその結果がでるまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代	①補助対象外です。 ②「職員派遣に係る宿泊費」として差し支えありません。

No	質 問	回 答
(3) 自費検査		
25	対象事業所の要件である感染者であるが、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者をさすのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。	感染者については、PCR検査のほか抗原検査（いずれも自費検査含む）により陽性となった方を指します。
26	要綱別添 1 の 2 に「感染者と同居する職員」とあるが、ここでいう「同居」とは住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すか、それとも実態としての同居を指すか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。	期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。（単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会が無いなどは含まれません）
27	自費検査の費用の補助に対して、要綱別添1の要件があるが、例えば、PCR検査キットや抗原検査キットを購入して検査を行う場合の購入経費も対象経費に含まれるのか。	PCR検査キットや抗原検査キットの購入して自費検査を行う場合の購入経費も対象に含まれます。ただし、国や自治体から配布された検査キットを使って検査をした場合は、補助対象外です。
(4) その他		
28	令和 4 年度に生じたかかり増し費用も補助対象としてよいか。	補助対象になります。
29	令和 4 年度末にクラスターが生じて年度をまたいでかかり増し費用が生じた場合、令和 4 年度の期間に生じた分は令和 4 年度の基準単価に、令和 5 年度の期間に生じた分は令和 5 年度の基準単価に含まれるのか。	はい。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までに生じた費用については令和 4 年度の基準単価に、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに生じた費用については令和 5 年度の基準単価に含まれます。